# ○盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター自家用電気工作物保安規程

平成13年1月26日
（　　）
条例第1号

改正　平成15年1月26日訓令第1号

盛岡・紫波地区環境施設組合自家用電気工作物保安規程（平成元年盛岡・紫波地区環境施設組合訓令第２号）の全部を改正する。

目次

第１章　条総則（第１条－第４条）

第２章　保安業務の運営体制（第５条－第１０条）

第３章　保安教育（第１１条－第１２条）

第４章　工事の計画及び実施（第１３条－第１４条）

第５章　法定自主検査（第１５条）

第６章　保守（第１６条－第１８条）

第７章　運転又は操作（第１９条）

第８章　長期間の停止（第２０条－第２１条）

第９章　災害対策（第２２条－第２３条）

第１０章　記録（第２４条－第２４条の２）

第１１章　責任の分界（第２５条－第２６条）

第１２章　雑則（第２７条－第３０条）

附則

## 第１章　総則

（目的）

第１条　盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター（以下「当事業場」という。）におけ

る電気工作物の工事、維持及び運用を確保するため、電気事業法第 42 条第１項の規定に基づき、この規程を定める。

（効力）

第２条　当事業場の設置者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

（細則の制定）

第３条　この規程を実施するため、必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

（規程等の改正）

第４条　この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正にあたっては、主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

## 第２章　保安業務の運営体制

（業務分掌及び組織）

第５条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統及び連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を執行する組織構成はつぎに定めるところによるものとする。

一　統括管理者は保安業務を統括管理する。

二　主任技術者は法令及びこの規定に基づく保安監督の職務を適確に遂行するための職位にある者を選任する。

三　保安業務の担当及び関連する職位階層の職名及び業務区分は別表１のとおりとする。

四　保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は別表１のとおりとする。

２　主任技術者のほか、保安業務を支障なく遂行するために必要な個所に電気工作物に係る保安業務に従事する者を配置する。

（設置者の義務）

第６条　電気工作物に関する保安上重要な事項を決定し又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

２　主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

３　法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。

４　所管官庁等が法令に基づいて行う検査及び審査には、主任技術者を立ち会わせるものとする。

（主任技術者の義務）

第７条　主任技術者は統括管理者を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務を統括しなければならない。

２　主任技術者は、法令及びこの規定を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

（従業者の義務）

第８条　電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（主任技術者不在時の措置）

第９条　主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行をする者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

２　代務者は、主任技術者の不在時には、主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

（主任技術者の解任）

第 10 条　主任技術者が次の各号の１に該当する場合は、解任することができるものとする。

一　主任技術者が、病気による欠勤が長期にわたり、又は精神障害等により保安の確保上不適当と認められたとき。

二　主任技術者が、法令又はこの規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。

三　主任技術者が刑事事件により起訴されたとき。

四　主任技術者が転任又は退職等のとき。

五　その他不適当と認めたとき。

## 第３章　保安教育

（保安教育）

第 11 条　主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、当事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

（保安に関する訓練）

第12条　電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、事故、その他非常災害が発生した時の措置について少なくとも年１回以上実地指導訓練を行うものとする。

## 第４章　工事の計画及び実施

（工事計画）

第13条　電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

２　主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「保修工事」という。）の年度計画を立案し、総括管理者の承認を求めなければならない。

３　前項の計画は当事業場の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴いて行わなければならない。

（工事の実施）

第14条　電気工作物の工事計画の実施にあたっては、当事業場の業務活動等と調整を図り統括管理者の承認を経てこれを実施するものとする。

2　電気工作物に関する工事の実施にあたっては、その必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

3　当事業場の電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引き取るものとする。

4　工事の実施にあたっては、この保安を確保するため、別に定める作業心得によって行わなければならない。

一　停電範囲と時間、作業用機械等の準備状況の主任技術者による確認

二　作業時間、停電時間及び危険区域の表示

三　停電中の遮断器、開閉器の誤操作の防止措置

四　作業責任者の指名とその責任

五　作業終了時の点検及び測定

## 第５章　法定自主検査

（法定自主検査の実施）

第15条　法令に基づく法定自主検査に関して、主任技術者の保安監督の基に実施し、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び省令で定める技術基準に適合するものであることを確認しなければならない。

2　設置者は法令に基づく法定自主検査に関して、検査毎に主任技術者の指導・監督の基に必要な検査要員を配置し実施しなければならない。

## 第６章　保守

（巡視、点検、測定）

第 16 条　電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表２に定める基準により行わなければならない。

2　主任技術者は、別表２に定める基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うに

当っては、当事業場の業務活動等と調整を図り、年度実施計画を作成し、統括管理者の承認を得てこれを実施しなければならない。

第 17 条　巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するように維持するものとする。

（事故の再発防止）

第 18 条　事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないように措置するものとする。

## 第７章　運転又は操作

（運転又は操作等）

第 19 条　電気工作物の運転又は操作の基準は別に定める細則によるものとする。

２　前項の細則は次の各号について定めるものとする。

一　平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の順序、方法及び指令系統並びに連絡系統

二　電気工作物の軽易な事故に関し、修理し又は使用停止し、若しくは制限する等の応急措置

三　必要に応じ、東北電力株式会社との連絡事項

四　緊急的に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示

## 第８章　長期間の保管

（長期間の保管）

第 20 条　発電設備を長期間にわたり保管する場合には、主要機器の点検手入れを行い、また防錆防湿等必要な対策を講じるものとする。

（運転の開始）

第 21 条　発電設備を相当期間保管の後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、

必要に応じて試運転等を行い、保安の確保に万全を期すものとする。

## 第９章　災害対策

（防災体制）

第 22 条　台風、洪水、地震、火災その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を従業者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する当事業場内の体制をあらかじめ整備し、並びに当事業場外関係機関との協力体制及び連絡体制を整備しておくものとする。

２　災害時等において東北電力株式会社に連絡が取れない場合は、東北電力株式会社との連絡が取れるまでの間、発電設備の開列又は運転を停止するものとする。

第 23 条　主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

２　電気主任技術者は、災害の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

## 第 10 章　記録

（記録）

第 24 条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、次の各号に定めるところにより記録し、保守上、法令上必要な期間保存しなければならない。又、記録の内容については、別に定める細則によって行うものとする。

一　巡視、点検、試験及び測定記録（日常点検、定期点検、精密点検）

二　電気事故記録（１．故障、軽事故　　２．重大事故報告書）

三　保修工事報告書（記録）

四　精密点検記録

五　保安教育記録

２　主要電気機器の保修工事記録は別に定める設備台帳に記録し、必要な期間保存するも

のとする。

第 24 条の２　法令に基づく法定自主検査の結果は、法令に基づき記録し、保存するものとする。

## 第 11 章　責任の分界

（責任の分界点）

第 25 条　東北電力株式会社との保安上の責任分界点は、電力需給契約書に基づく責任分界点とする。

（需要設備の構内）

第 26 条　需要設備の構内は、別図のとおりとする。

## 第 12 章　雑　　則

（危険の表示）

第 27 条　受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

（測定器具類の整備）

第 28 条　電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管するものとする。

（設計図書類の整備）

第 29 条　電気工作物に関する設計図、仕様書及び取扱説明書等については、必要な期間整備保存するものとする。

（手続書類等の整備）

第 30 条　関係官庁、東北電力株式会社等に提出した書類及び図面その他主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附　則

この規程は、平成１３年１月２６日から施行する。

附　則

この規程は、平成１５年１月２６日から施行する。